

水道メーター第2類購入単価その1からその7

入札仕様書

令和8年3月12日

奈良県広域水道企業団

大和郡山事務所
業務課

水道メーター第2類購入単価その1からその7 入札仕様書

1	件名	水道メーター第2類購入単価その1からその7
2	納品場所	大和郡山市植槻町6番10号
3	期間	単価設定期間 令和8年4月9日 から 令和9年3月31日 まで
4	開札日時	令和8年4月9日(木) 10:00 奈良県広域水道企業団大和郡山事務所(大和郡山市植槻町6-10)2階 会議室
5	購入単価及び入札書提示額	上記3の期間において、別紙仕様に定めるメーターの件名(21 入札件名及び各購入予定数量 参照)ごとに、メーター1個あたりの消費税を含まない単価で提示してください。メーター件名ごとに、予定価格以内で最低価格提示者を落札者とします。入札された各々の単価に消費税相当額を加算した額をもって契約額とします。なお、各入札件名は独立した入札であるため、その一部について辞退することができます。
6	納品仕様内容	別紙仕様書による
7	入札参加資格	<p>入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 過去3年間(令和4年度から令和6年度)で、本市を含む官公庁(国及び地方公共団体等)と水道用メーターの契約を締結し完全履行している者。</p> <p>(2) 計量法第40条第1項及び計量法施行規則第5条別表第1の11の水道メーター第2類の事業届を経済産業大臣に届けている者または、その者の代理店となっている者。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(4) 国税の滞納のない者であること。</p> <p>(5) 申請資料等の提出日、競争入札参加資格確認時点並びにその後入札執行日までの間において、大和郡山市の物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定する更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。</p> <p>(7) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。</p> <p>(8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立がなされなかった者とみなします。</p> <p>(9) 奈良県広域水道企業団暴力団等排除措置要綱の別表に掲げる措置要件の第1項から第5項までのいずれかに該当する者でないこと。</p>
8	入札説明書を交付する場所	入札説明書等はホームページよりダウンロードのこと。

<p>9. 入札参加資格の確認方法</p>	<p>この入札に参加を希望する者は、7に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び②から⑥に記載される書類を提出しなければならない。</p> <p>なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>① 一般競争入札参加申請書</p> <p>② 令和4年度から6年度までの間の同種の契約実績表及び契約書の写し（※当該契約書は、国・都道府県・市町村との契約に限る。）</p> <p>③ 計量法第40条第1項及び同法施行規則第5条別表第1の11の届を証する書面の写（さらに代理店の場合は、届を証する者との関係が分かるものを添付すること。）</p> <p>④ 法人登記の登記事項証明（法人）もしくは住民票（個人事業者）（写）（大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合不要）</p> <p>⑤ 印鑑証明書（写）（大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合不要）</p> <p>⑥ 納税証明書（法人 その3の3） / （個人事業者 その3の2）（大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合は添付不要）</p> <p>(2) 提出期間 令和8年3月12日（木）から令和8年3月23日（月）17時まで</p> <p>(3) 提出場所 〒639-1005 大和郡山市植槻町6番10号 奈良県広域水道企業団 大和郡山事務所</p> <p>(4) 提出方法 持参又は郵送によること。郵送の場合も必着</p> <p>(5) 入札参加資格の確認</p> <p>申請書及び確認資料の提出のあった者（以下「申請者」という。）には、令和8年3月30日（月）までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を通知する。</p> <p>ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨</p> <p>イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由</p> <p>ウ 入札参加資格の確認通知書において、入札保証金の納付が必要とされた者は、市の指定する日までに入札保証金を支払わなければ失格となり、入札に参加できない。</p> <p>(6) その他</p> <p>ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。</p> <p>イ 企業長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。</p>
<p>10. 仕様書の質問</p>	<p>(1) 仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和8年3月17日（火） 17時まで</p> <p>イ 送信先 奈良県広域水道企業団大和郡山事務所</p> <p>ウ 提出先アドレス yamatokoriyama-gyomu@union.nara-water.lg.jp</p> <p>(2) (1)の回答については、当企業団ホームページに掲載する。ただし質問なしの場合を除く。 https://www.union.nara-water.lg.jp/0000000612.html</p> <p>ア 回答期限 令和8年3月30日（月）</p>

11. 入札手続等

(1) 下記の入札保証金（金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手）を下記期日までに支払うこと。

ただし、奈良県広域水道企業団契約規程第4条各号のいずれかに該当するものである場合は、入札保証金の全部又は、一部を免除とする。

件名	入札保証金(円)
水道メーター第2類購入単価その1 (ノブターφ40)	88,000
水道メーター第2類購入単価その2 (新品φ50)	12,000
水道メーター第2類購入単価その3 (修理φ50)	95,000
水道メーター第2類購入単価その4 (新品φ75)	17,000
水道メーター第2類購入単価その5 (修理φ75)	138,000
水道メーター第2類購入単価その6 (新品φ100)	22,000
水道メーター第2類購入単価その7 (修理φ100)	18,000

令和8年4月9日(木) 10:00まで (当日入札開始前までに支払)

落札者の決定後ただちに還付する、ただし、落札者にかかる入札保証金は契約保証金に充当する。

(入札保証金免除規定)

奈良県広域水道企業団契約規程(抄)

第4条(省略)その者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができるものとする。

- (1) 保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者
- (2) 第2条の規定により定められた資格を有する者で、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるもの

(2) 契約保証金 契約保証金は、請負金額の10%以上とし契約締結までに支払うこと。

ただし、奈良県広域水道企業団契約規程第19条の各号のいずれかに該当する者であるときは、契約保証金の全部又は、一部を免除とする。

(契約保証金免除規定)

奈良県広域水道企業団契約規程(抄)

第19条(省略)契約者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、企業長は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
- (2) 企業団と保険会社が締結した工事履行保証契約に係る保証を当該保険会社に委託した者
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保を提供した者
- (4) 物品を売り払う場合において売払代金を即納する者
- (5) 第2条又は第12条の規定により定められた資格を有する者で、過去に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

(3) 契約書作成の要否 要

12. 入札書の提出

- ア 提出期限 令和8年4月8日(水) 17時まで(必着)
- イ 提出方法 簡易書留郵便で郵送すること。
- ウ 提出先 大和郡山市植槻町6-10 奈良県広域水道企業団 大和郡山事務所

13 入札上の注意

(入札の基本的事項)

入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。

(公正な入札の確保)

入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。

(消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

入札書に記載する単価は、見積もった契約希望単価金額の110分の100に相当する金額（課税事業者、免税事業者問わず。）を記入すること。なお、落札単価及び契約単価は、入札書に記入された単価に100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。

(入札書の金額の数字)

入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

(入札書の記載事項の訂正)

記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。

(入札の辞退)

郵便入札において、すべての入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を企業長に提出すること。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を企業長に提出すること。一部の入札を辞退する場合は、入札書の記載例に従うこと。

2 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札執行回数)

入札執行回数は、1回とします。

(入札書等の提出方法)

当該郵便入札に参加する者は、入札書に必要な事項を記入のうえ、記名押印し、大和郡山事務所が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに簡易書留郵便により、指定の宛先まで郵送すること。

2 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(無効の郵便入札)

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

(1) 企業長が定める入札条件に違反した入札

(2) 入札書に記名押印のない入札

(3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(4) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

(5) 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札

(6) 期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札

(7) 簡易書留郵便以外の方法による入札

(8) 入札書、一般競争入札参加申請書（指名競争入札の場合は除く）、及びその他必要書類以外のものが同封された入札

(9) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札

(10) その他、指示した条件に違反すると認められる入札

13 入札上の注意

つづき

(開札)

- 1 開札は、企業団職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。
- 2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人がくじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- 3 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日（企業団の休日の場合は、その前日）の午前8時30分から午前12時00分（正午）までの間にFAX（0743-52-1923）にて開札立会申請書を提出すること。

(入札の延期、中止及び取消し)

郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消します。

(落札者の決定)

各入札案件とも予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果を書面により閲覧に供します。

(契約の成立)

この入札に係る契約の締結は、奈良県広域水道企業団の本事業に係る令和8年度予算が成立することを条件とします。

① 入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、簡易書留郵便で郵送到着期限までに送付してください。

封筒は中の入札金額等が透けてみえないものを使用してください。

簡易書留
郵便相当
額の切手

〒 639-1005
奈良県大和郡山市植槻町6番10号
奈良県広域水道企業団大和郡山事務所

奈良県広域水道企業団企業長 様

簡易書留

一般競争入札 入札書在中	
入札件名	水道メーター第2類購入単価その1からその7
納品場所	大和郡山市植槻町6番10号
入札書送付期限	令和8年4月8日(水) 17時まで(必着)
商号	株式会社 ●●●●
代表者名	代表取締役 ■■■■
連絡先	連絡先電話番号
担当者名	▲▲▲▲

印
印
印

切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1005

奈良県大和郡山市植槻町6番10号
奈良県広域水道企業団大和郡山事務所

奈良県広域水道企業団企業長 様

一般競争入札 入札書在中

入札件名	水道メーター第2類購入単価その1からその7
納品場所	大和郡山市植槻町6番10号
入札書送付期限	令和8年4月8日(水) 17時まで(必着)
商号	
代表者名	
連絡先	
担当者名	

② 入札書の記載方法

別添の入札書様式をご利用ください。

入 札 書 入札書記載例

1 件 名 水道メーター第2類購入単価その1からその7
「¥」を記載

2 納品場所 大和郡山市植槻町6番10号

3 入札単価

○ 水道メーター第2類 購入単価その1 (メーターφ40)	¥	2	0	0	0	円/個	辞退の場合、○で囲む 入札辞退	
○ 水道メーター第2類 購入単価その2 (新品φ50)	/						円/個	辞退の場合、○で囲む 入札辞退
○ 水道メーター第2類 購入単価その3 (修理φ50)	¥	3	0	0	0	円/個	辞退の場合、○で囲む 入札辞退	
○ 水道メーター第2類 購入単価その4 (新品φ75)	/						円/個	辞退の場合、○で囲む 入札辞退
○ 水道メーター第2類 購入単価その5 (修理φ75)	/						円/個	辞退の場合、○で囲む 入札辞退
○ 水道メーター第2類 購入単価その6 (新品φ100)	/						円/個	辞退の場合、○で囲む 入札辞退
○ 水道メーター第2類 購入単価その7 (修理φ100)	¥	4	0	0	0	円/個	辞退の場合、○で囲む 入札辞退	

宛先名を間違えないように

奈良県広域水道企業団 企業長 様

令和 8年 4月 日

住所 _____

商号又は名称 _____ 印

代表者氏名 _____ 印

4月1日以降で開札日の
前日までの日付を記載

住所・入札業者名・代表者名を記載の
うえ、代表者印押印

③ 銀行振出小切手の見本

入札保証金として、現金と同様に納めることができる小切手は、銀行振出小切手（預金小切手又は預手という）だけです。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、通常、振出人、支払人とも同一金融機関です。

AB0123	小切手	5678
支払地〇〇市〇〇〇丁目		0123-456
株式会社 〇〇銀行 〇〇支店		銀行
¥ 10,000,000-※		
上記の金額をこの小切手と引換えに 持参人 殿へ お支払ください。		
令和〇〇年〇月〇日	株式会社〇〇銀行 〇〇支店	
振出地 〇〇市	支店長 〇 〇 〇 〇 印	

※ 横線必要

(例) ※ 持参人

- (注) ①振出人、支払人とも同一金融機関であること。
②持参人であること。
③振出日から5日以内であること。